

## 広報委員 の一言

先日、日本賠償科学会という学会に参加してまいりました。会員の先生方にとって馴染みがない学会だと思いますので、簡単に説明いたします。この学会は1982年に設立され、損害賠償に関する諸問題を医学と法学の両側面から学際的に研究し、人身傷害の認定並びに民事責任の認定の適正化に資することを目的としています。会員は主に医療（法医学、救急医学関係）、法律（民法関係）、損害保険会社の各関係者であり、最近では医療系では救急医学分野の会員が目立ち、会員及び学会参加者の半数以上は損害保険会社の関係者となります。損害保険関係者が深く関わっていることから保険金を支払わない、あるいは減額する根拠を学術的にサポートする学会等と言われたこともありますが、交通事故の際、事故に疾患が関係していた際の保険金の算定基準を示す等、損害保険制度の適切な運用に大きな役割を果たしています。

今回は、「むち打ち損傷問題の現在」をテーマに、むち打ち症の医療の現状や損害賠償に係る課題等について討議が行われました。賠償法の第一人者の先生から、「交通事故後の高次脳機能障害の等級認定において、労災では5級、自賠責では14級、裁判では12級と機関によって大きな違いが生じることがあるが、これは各機関に課されている目的が異なり、判定基準が異なるためである。医師が

誤診をしたとか、労災の判断が甘いとか、自賠責が酷いとか、裁判所がいい加減なのか等々の問題ではない」と説明がありました。理解できたようで理解できない、狐につままれた感じです。確かに司法解剖の鑑定結果が裁判で認定されなかった経験がありますが、このとき私の診断が医学的に誤っていたのかと言うと、そのようなことはない、これと同じことが賠償（民事）の分野でもあると理解しています。

さらに、「裁判の審理では、弁論主義がとられており、証拠資料の収集提出は、当事者の権能かつ責任であり、裁判所は、当事者が主張していない事実を判決の基礎としてはならず、当事者間に争いのない事実そのまま判決の基礎としなければならぬ。」と説明がありました。極端なことを言うと、被告には無罪と判断される有力な証拠があっても、被告が有罪と考え、争わなければ有罪になるとのこと、これもまた???です。因みにこれまでこの主義を知りませんでした。

比較的、法律と近い分野を専門としている医師として大丈夫なのか、と感じられるのではないかと思います。今回の学会を通して、あらためて法律はよくわからない、講演を聴いても眠くなるものであることを再認識しました。

（高塚 尚和 記）

---

広報委員会委員：佐藤雄一郎・橋立英樹・勝井豊・高塚尚和・磯部賢論・高野由美子・恩田晃・平塚素子・永井雅昭

---

新潟県医師会報・第904号〔令和7年7月〕

発行所 〒951-8581 新潟市中央区医学町通2-13 新潟県医師会

TEL：025-223-6381 FAX：025-224-6103

ホームページ：http://www.niigata.med.or.jp メール：kaihou@niigata.med.or.jp

印刷所 〒950-8724 新潟市中央区和合町2-4-18 株式会社 DI Palette

---